



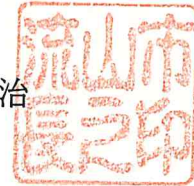
第4号様式

流保年 第2323号

令和7年3月21日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和7年2月20日付け、流監第107号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号		令和7年2月20日・流監第 107 号	
監査の種別		定期監査・行政監査	
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
市民生活部保険年金課	意見	一者特定の随意契約に際し、予算執行伺書（A）の起票時期に適正を欠く事案があった。規則等に基づく適正な事務執行に努められたい。	契約事務の適切な事務処理について、改めて課内職員に周知、指導しました。 また、決裁過程におけるチェック体制の強化を図りました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。